

消費税軽減税率制度説明会

飲食料品等を扱っていない・消費税は免税(売上1,000万未満)だからなど自分のお店は関係ないと思っていないですか？



実際は、ほとんど全ての事業者に関係があります!!

例 売上・仕入で飲食料品等がある。会議費や交際費など経費として購入した。課税事業者と取引する場合、で区分毎の記載請求書を求められる場合がある。etc...

- ◎消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日から消費税率10%への引き上げと同時に実施されます。
- ◎軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた早目の準備が必要となります。

	日 時	会 場	備 考
1	平成29年10月10日(火) 14:00 ~ 16:00	国分シビックセンター 2階 多目的ホール (霧島市国分中央3-45-1)	定員 200名
2	平成29年10月11日(水) 14:00 ~ 16:00	霧島商工会議所 2階 大研修室 (霧島市国分中央3-44-36)	定員 200名

参加費
無料

【主催】

1. 加治木税務署・霧島市役所・霧島市商工会
2. 加治木税務署・霧島市役所・霧島市商工会・霧島商工会議所

参加申込書

※ご記入頂いた個人情報は、本セミナーの運営以外には使用いたしません。
10月5日(木)までに本用紙にてFAX若しくはお電話にてお申込みください。

ご希望の会場	10月10日(火) 国分シビックセンター 2階多目的ホール	10月11日(水) 霧島商工会議所 2階大研修室	
事業所名			
業 種	製造・建設・卸売・小売・サービス・その他	受講者氏名	
住 所	霧島市		
電 話	-	F A X	-